

秘密保持契約書

●●株式会社（以下「甲」という。）及び●●株式会社（以下「乙」という。）は、相互に授受される秘密情報の取り扱いについて、次のとおり秘密保持契約書（以下「本契約」という。）を締結した。

第1条 （目的）

甲及び乙は、○○の可能性の検討を目的として（以下「本目的」という。）、それぞれ自らの裁量により必要と認められる範囲で、相手方に対し、秘密情報（第2条第1項に定義する。）を開示する。

第2条 （定義）

- 1 「秘密情報」とは、甲又は乙が相手方に対し、①秘密である旨を指定して書面又は電磁的方法により開示する情報、②口頭、実演、上映、投影、その他書面又は電磁的情報を提供しない方法で開示する情報であって、当該秘密情報を開示するに際し、秘密である旨を相手方に告知し、かつ、開示後30日以内に、当該情報の内容を取りまとめて秘密である旨を書面により相手方に通知した情報、及び、③交付するサンプル等の有体物であって、交付の際に秘密である旨を書面で通知したものをいう。ただし、以下の各号のいずれかに該当するものを除く。

- ① 開示される以前に、相手方が知得していたもの
- ② 開示された時に、すでに公知であったもの
- ③ 開示した以降に、相手方の帰責事由なく、公知となったもの
- ④ 相手方が、正当な権利を有する第三者から守秘義務を負うことなく合法的に取得したもの

- 2 「開示者」とは、秘密情報を相手方に開示する当事者をいう。
- 3 「受領者」とは、秘密情報を相手方から開示された当事者をいう。
- 4 「知的財産権」とは、特許権、特許を受ける権利、実用新案権、実用新案登録を受ける権利、回路配置権、回路配置権の設定の登録を受ける権利、意匠権、意匠登録を受ける権利、育成者権、著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含むが、これらに限定されない。）及び商標権、並びに、これらのいずれかに相当する日本国外の法令に基づく権利をいう。

第3条 （秘密保持義務）

- 1 受領者は、本目的のために開示者から開示された秘密情報、並びに、開示者と本目的に係る検討、交渉を行っている事実及び本契約の存在を、厳に秘密として保持し、開

コメントの追加 [A1]: 営業先と情報交換を行ったり、取引（製造等の委託だけでなく、共同開発や開発委託を含む）の可能性を検討したりする段階で利用することを想定したひな形です。適宜「解説編」も参照してください。

コメントの追加 [A2]: 事情に応じて修正してください。例えば「○○に関する取引開始の可能性」「○○に関する共同研究実施の可能性」等、場面に応じた表現を補記してください。より具体的な成果を得ることを目的とした検討を行う場合には、その内容に応じて共同開発契約や知的財産の取扱いに関する契約書（開発委託）、知的財産の取扱いに関する契約書（製造委託）のひな形を活用してください。

コメントの追加 [A3]: このひな形では、秘密であることを「指定」した情報を秘密情報として取り扱いことを念頭に置いています（個別に「指定」をしないで、想定される秘密情報を例示しておく条文体は末尾にオプション条項として入れてありますので、適宜差し替えをご検討ください）。秘密情報は自社が開示することもあります。契約の相手方からも受け取る可能性があります。必要以上に情報...

示者による事前の書面承諾を得ない限り、第三者に対して、開示又は漏えいしてはならず、また、開示者による事前の書面承諾を得ない限り、秘密情報を本目的以外のために用いてはならない。

- 2 受領者は、自己の役員又は従業員のうち本目的のために秘密情報を知る必要がある者に対し、本目的のために必要な範囲内でのみ、秘密情報を開示することができる。
- 3 受領者は、開示者による事前の書面承諾を得た場合に限り、自己の〔子会社/親会社/関係会社〕のうち本目的のために秘密情報を知る必要があるものに対し、本目的のために必要な範囲内でのみ、秘密情報を開示することができる。
- 4 第2項の規定に基づき、又は、開示者による事前の書面の承諾を得て、秘密情報を開示した甲又は乙は、当該情報を開示した第三者（相手方以外のすべての者をいう。）をして本契約に定められた自己の義務と同等の義務を遵守させるものとし、かつ、当該第三者の行為について全責任を負う。
- 5 国又は地方公共団体の機関から秘密情報の開示を命じられた場合、受領者は、これに応じるために当該機関に対して必要最小限の範囲内において、秘密情報を開示することができる。この場合、開示者に対し、当該命令を受けた旨を、合理的に可能な範囲で、速やかに通知する。

第4条 （知的財産権）

- 1 甲及び乙はいずれも、相手方の秘密情報に依拠して、発明、考案、著作物その他の知的財産権の目的となるもの（以下「発明等」と総称する。）を得た場合には、相手方に対し速やかに通知し、また、当該発明等に関する知的財産権の帰属及び取扱いを別途甲乙間で協議のうえ決定するものとする。
- 2 次の各号のいずれかに該当する発明等（以下「単独発明」という。）に係る知的財産権は、その発明等をなした当事者に単独で帰属するものとする。
 - (1) 各当事者が本契約締結日前から保有するもの
 - (2) 各当事者が、本目的を遂行する過程で、相手方から提供された秘密情報に依拠せずに独自に創出又は取得したもの。

第5条 （確認事項）

- 1 開示者から受領者に開示された秘密情報に係る一切の権利及び利益は、開示者に帰属するものとし、受領者に対する秘密情報の開示により、知的財産権その他一切の権利及び利益が受領者に譲渡されるものではなく、また、実施許諾、使用許諾その他いかなる権限も受領者に与えられるものではない。
- 2 甲及び乙は、本契約が、本目的を遂行するに際して当事者間で開示される秘密情報の取扱いにつき定めるものであって、当事者間における物品の売買、役務の提供若しくはこれらの予約その他いかなる取引又は本契約に定めのない事項を約定するもので

コメントの追加 [A4]: 知的財産権等の権利やその他何らかの成果が期待されるような取り組みを行う場合には、共同開発契約や開発委託契約等を締結することが推奨されます。本ひな形は、そうした取引の可能性を検討する段階で用いることを念頭に置いたものですが、具体的な取引契約に至る過程で踏み込んだ検討を行わざるを得ない場合も実務上はあり得ることから、本条項を入れてあります。当事者の間でこの点、十分に認識できている場合には第4条を削除してご活用頂くことも可能です。

はないことを確認する。

- 3 甲及び乙はいずれも、自己を開示者とする秘密情報について、正確性、有効性、安全性、特定の目的への適合性又は知的財産権の非侵害その他いかなる事項についても何ら責任を負わない。
- 4 甲及び乙は、本契約により、いかなる意味においても相手方に対する秘密情報の開示義務を負うものではないことを確認する。

第6条 （秘密情報の返還・廃棄）

本契約の終了後直ちに、又は、開示者から要求があった場合、受領者は、開示者から開示を受けた秘密情報（複製・複写等を含む）を、開示者の指示に従い返還し、又は廃棄する。

第7条 （損害賠償義務）

甲及び乙は、本契約に違反して、相手方に損害を与えた場合には、相手方に対し、損害（相手方の弁護士費用を含む。）の賠償をしなければならない。

第8条 （差止め）

甲及び乙は、相手方が、本契約に違反し、又は違反するおそれがある場合には、その差止め、又はその差止めに係る仮の地位を定める仮処分を申し立てることができるものとする。

第9条 （有効期間）

- 1 本契約は、本契約締結日から〇年間、有効に存続する。
- 2 前項の規定にかかわらず、本契約の終了後においても、本契約の有効期間中に開示等された秘密情報については、本契約の終了日から〇〇年間、本契約の規定（本条第1項を除く。）が有効に適用されるものとする。

コメントの追加 [A5]: 目的に応じて、期間を設定することとなります。

第10条 （紛争の解決）

- 1 本契約に定めのない事項、疑義が生じた場合、又は本契約に関連する紛争が生じた場合には、甲及び乙は、誠意をもって協議の上、円滑に解決を図るものとする。
- 2 本契約に関する知的財産権についての紛争については、[東京・大阪] 地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

本契約締結の証として、本書二通作成し、甲乙記名押印の上、各自一通を保有する。

●●年●月●日

甲 ●●株式会社
 (住所)
 (代表者名) 印

乙 ●●株式会社
 (住所)
 (代表者名) 印

■■オプション条項■■

以下は、上記ひな形の各条項につき、必要に応じて差し替えて活用出来るオプション条項です。

【オプション条項】第2条（定義）

- 1 「秘密情報」とは、次の各号に定めるものをいう。
 - (1) 開示者が受領者に対し開示する技術上、営業上その他の業務上の一切の情報のうち、次のいずれかに該当するものをいう。
 - ① 紙、電子媒体等の交付、郵送、電子メールの送信等、提供の媒体及び手段を問わず、開示された情報のうち、秘密である旨の表示がなされたもの
 - ② 本目的のために提供される開示されるサンプル又は製品は、秘密である旨の表示の有無にかかわらず、開示者の秘密情報として取り扱う。
 - (2) 本契約成立の事実及び本契約の内容、並びに本目的に係る検討及び交渉等の内容
 - (3) 秘密である旨の明示の有無及び開示方法の如何を問わず、開示者から受領者に対し開示される情報のうち、〇〇の製造方法に関する情報（〇〇の製造の際に用いられる設計図面、〇〇の値のパラメータ情報等を含むが、これに限られない。）
 - (4) 秘密である旨の明示の有無及び開示方法の如何を問わず、開示者から受領者に対し開示される情報のうち、〇〇の製造装置に関する情報（当該装置の構造、設計情報、使用方法等の情報等を含むが、これに限られない。）
 - (5) 相手方の施設内において、受領者の役員又は従業員等により、見聞きし、知得し、又は認識された情報の内、秘密である旨の表示の有無にかかわらず、知得時の状況下で、秘密と認識され又は合理的に認識されるべき情報
- (6) 〇〇
- 2 前項の規定にかかわらず、受領者が書面により立証できる、次の各号のいずれかに該当するものは、秘密情報に該当しない。

コメントの追加 [A6]: 本文では、秘密を指定した情報を秘密情報として取り扱うことを念頭においていますが、どの情報を秘密とすれば良いのかについて判断が難しい場合等に、本オプション条項を利用できます。但し、当該オプション条項はあくまで例示ですので、意図しない情報まで秘密情報になってしまうことで、双方にとって制約とならないかについては検討が必要です。

- (1) 開示者から開示される以前に公知であったもの
- (2) 開示者から開示された後に、自らの責めによらず、公知となったもの
- (3) 開示者から開示される以前から自ら保有していたもの
- (4) 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負わずに取得したもの
- (5) 相手方から開示された秘密情報によることなく、独自に開発したもの